

「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い協議が整った場合には候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託

2 事業の目的

(1) デザイン制作業務

- 高齢者の消費者被害を防止するため、最新の事例を4コマ漫画で紹介する啓発資料のデザインを制作する。
- 市町村や関係団体の広報紙等への掲載を推進するため、デザインデータは二次利用できるものとする。

(2) 印刷業務

消費者被害防止を図るため、デザインデータを基にチラシ・ポスター等を印刷し、市町村や金融機関等へ送付する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 発行スケジュール

発行回数は年間8回発行とし、スケジュールは次のとおりとする。

発行号	その1 (5月号)	その2 (7月号)	その3 (8月号)	その4 (9月号)	その5 (10月号)	その6 (11月号)	その7 (1月号)	その8 (3月号)
発行	5月下旬	7月下旬	8月下旬	9月下旬	10月下旬	11月下旬	1月下旬	3月下旬
印刷*	A	A	B	A	B	A	B	B
校正 期間	企画提案後 ～5月中旬	6月～ 7月上旬	7月～ 8月上旬	8月～ 9月上旬	9月～ 10月上旬	10月～ 11月上旬	12月～ 1月上旬	2月～ 3月上旬
納入 期限	R8 5月末日	R8 7月末日	R8 8月末日	R8 9月末日	R8 10月末日	R8 11月末日	R9 1月末日	R9 3月末日

*印刷欄のA、Bの区分は、次項「5 委託業務の内容(2)印刷業務」参照

5 委託業務の内容

(1) デザイン制作業務

○デザイン制作業務に係る詳細については、別紙「デザイン制作業務について」を参照すること。

○本業務により制作された成果物（チラシ、ポスター、縦型簡易版、スライド）の著作権は埼玉県に帰属し、埼玉県のほか市町村や関係団体が二次利用できるものとする。

ア チラシの作成

- ・ A 4（縦）両面 2 ページ カラー
表面・・・委託業務によりデザインを制作する。
裏面・・・埼玉県がデザインを提供する。

イ ポスターの制作

「ア チラシの作成」の表面デザインを基にポスターを制作する。

- ・ A 2（縦）片面 1 ページ（表面刷）カラー

ウ 縦型簡易版の制作

「ア チラシの作成」の表面デザインを基に縦型簡易版データを制作する。

エ スライドの制作

「ア チラシの作成」の表面デザインを基に、1 コマずつのスライドショー画像を作成する。

(2) 印刷業務等

ア 印刷業務

(ア) 共通事項

- 印刷業務における詳細については、別紙「印刷業務について」を参照すること。
- チラシの裏面は、埼玉県が提供するデータを使用する。

(イ) 印刷業務 A

- チラシ・ポスターについて別添「納品部数一覧」、「送付先一覧」により印刷する。
- 印刷数は次の通り

チ ラ シ：46,110 部×4 回（延べ 184,440 部）

ポスター：1,061 部×4 回（延べ 4,244 部）

(ウ) 印刷業務 B

- チラシ・ポスターについて、次の通り印刷する。

チ ラ シ：2,000 部×4 回（延べ 8,000 部）

ポスター：3 部×4 回（延べ 12 部）

イ 梱包及び発送

(ア) 印刷業務 A による印刷物

- 指定された部数ごとに区分けし、梱包及び納品に関する諸費用は委託契約金額に含めること。なお、梱包資材は受託業者が調達すること。
- ただし、埼玉りそな銀行への納品分については指定部数及び送付状（県提供）を封入し県の共通封筒に入れて納品すること。封筒は県が提供する。
- 配送状況が追跡できる方法により配送すること。
- 納入期限までに各発行号とも、指定された部数を送付先に納入すること。
- 別添「納品部数一覧」「送付先一覧」に変更が生じた場合、埼玉県は速やかに委託業者に連絡し両社協議の上、対応すること。

(イ) 印刷業務Bによる印刷物

○納入期限までに各発行号とも、指定された部数を県消費生活課に納入すること。

(3) データの買取り（二次利用）について

○本業務により制作された成果物（チラシ、ポスター、縦型簡易版、スライド）の著作権は埼玉県に帰属する。なお、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定された受託者の権利については行使しないものとする。

○本業務により制作された成果物（チラシ、ポスター、縦型簡易版、スライド）は埼玉県のほか、市町村や関係団体において二次利用（広報紙等への掲載、ホームページやSNSへの掲載等）できるものとする。ただし、受託者が予め所有する写真・イラスト等を埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議を要するものとする。

6 成果品・報告書の提出等

(1) 提出物

○業務完了報告書

○チラシ、ポスター、縦型簡易版、スライドの各種データ一式

（版下データを含む。データ形式については、別紙「デザイン制作業務について」を参照）

○納入結果（配達伝票の追跡記録等（印刷業務Aに限る））

※原則、メールで提出すること。

(2) 提出先

埼玉県県民生活部消費生活課

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は委託契約に定めるものとする。

(1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 受託者は本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。

(3) 委託業務に関して知りえた秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 受託者は委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた際は、遅滞なく埼玉県との協議を行うものとする。

デザイン制作業務について

1 デザイン制作業務

(1) チラシの作成

○体裁

- ・規格：A4（縦）両面2ページ
- ・色数：4色刷
- ・用紙：マットコート紙

○チラシの初回発行分のみ、企画提案競技で選定された提案を修正のうえ、発行する。

○校正は、デザイン校正3回程度、色校正2回程度とするが、県が校了と判断するまで行う。

○ユニバーサルデザインの視点に配慮した色彩表現、フォントを用いて分かりやすく作成すること。

○男女共同参画の視点から、表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮すること。

○データの提出 版下データ(Ai等)、PDF、JPEGのデータも併せて提出すること。

<表面について>

○記載事項

- ・県が提供する消費者被害情報や消費者事故情報等のテーマに応じて、起承転結のある4コマ漫画で分かりやすく制作し、協議を踏まえ校正を進めること。
- ・4コマ漫画に対応した解説を入れ、記憶に残りやすいデザインを心掛けること。
- ・タイトル、4コマ漫画、注意事項、標語をバランスよく配置し構成すること。
- ・標語は「五・七・五（十七音）」を厳守すること。
- ・文字は少なくし、漫画の雰囲気の内容が伝わるようにすること。
- ・「消費者ホットライン TEL188（いやや!）」「最寄りの相談窓口につながります。」
- ・「皆さんからの相談情報が、同様の被害防止につながります。」
- ・「埼玉県県民生活部消費生活課」「TEL048-830-2935」（FAX番号の記載は不要）
- ・「彩の国 埼玉県」、埼玉県の「県章」
- ・埼玉県マスコット「コバトン」及び「さいたまっち」
- ・必要に応じて二次元コードを掲載する

※ 埼玉県マスコット「コバトン」及び「さいたまっち」は県のホームページに掲載されているイラスト集の画像を使用し、加工やアレンジは加えないこと。

【公式イラスト集】<https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/saitamaken/kobaton/designshu/index.html>

<裏面について>

○記載事項

- ・裏面は埼玉県が提供するデータを使用して両面印刷を行う。
- ・体裁や色の調整は行うこと。

(2) ポスターの制作

「(1) チラシの作成」の表面デザインを基にポスターを制作すること。

○体裁

- ・規格：A2（縦）1ページ（表面刷）
- ・色数：4色刷
- ・用紙：コート紙

(3) 縦型簡易版の制作（別添：図1参照）

「(1) チラシの作成」の表面デザインを基に縦型簡易版データを作成すること。

○体裁

- ・サイズ 1コマ縦4cm×横5cm（上部にタイトルを入れる）
- ・データ形式 JPEG、PNG、GIFの3種類全て

○サイズ変更に伴う、はみ出し等は適宜リサイズ及び加工を行うこと。

(4) スライドの制作

「(1) チラシの作成」の表面デザインを基に、1コマずつのスライドショー画像を作成すること。

○体裁

- ・規格 ワイド画面（16：9）
- ・枚数 7枚（タイトル、4コマ漫画、注意ポイント、消費者ホットラインの周知）
- ・データ形式 PPT、JPEG

○サイズ変更に伴う、はみ出し等は適宜リサイズ及び加工を行うこと。

(5) 制作内容・スケジュールについて

発行号	その1 (5月号)	その2 (7月号)	その3 (8月号)	その4 (9月号)	その5 (10月号)	その6 (11月号)	その7 (1月号)	その8 (3月号)
発行	5月下旬	7月下旬	8月下旬	9月下旬	10月下旬	11月下旬	1月下旬	3月下旬
表面	企画提案 対象	テーマ入稿 校正・印刷						
裏面	データ提供 印刷							
ポスター	校正・印刷							
縦型 簡易版	データ制作							
スライド	データ制作							

<別添：図1>

タイトル
1コマ目
2コマ目
3コマ目
4コマ目

(別 紙)

印刷業務について

1 件 名

「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託

2 部 数

(1) 印刷業務 A

(1) チラシ 46, 110部×4回

(2) ポスター 1, 061部×4回

納品先は、別添「納品部数一覧」「送付先一覧」のとおり

(2) 印刷業務 B

(1) チラシ 2, 000部×4回

(2) ポスター 3部×4回

納品先は、県消費生活課

3 規 格

(1) チラシ A4判

(2) ポスター A2判

4 納入期限

毎号、納品予定月の末日までに納入する

5 納入場所

印刷業務 A は、別添「送付先一覧」のとおり。また、印刷業務 B は県消費生活課。

6 版 式

平版 (フィルム版)

オフセット印刷

7 色 数

本文 4色

8 原 稿

○高齢者の消費者被害・事故を防止するため、悪質商法や製品事故の内容を4コマ漫画で紹介するチラシやポスター等を制作し印刷すること。

○令和8年5月から令和9年3月まで8回制作すること。

○裏面の発行については埼玉県が提供するデータを使用して両面印刷を行う。

9 刷 面

(1) 本文 両面印刷 (チラシ)

(2) 本文 片面印刷 (ポスター)

10 用 紙

(1) チラシ マットコート紙 菊版48.5Kg

(2) ポスター コート紙 菊版93.5Kg

11 特記事項

- ・ 梱包表面に見本紙は添付しないこと。
- ・ VOC発生抑制対策を行うこと。
- ・ 植物油インクを使用すること。
- ・ 在庫等の制約から再生紙の入手が困難な場合は受託者と協議の上、対応すること。